



島根県報

令和4年7月19日（火）

第 329 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

令和4年度（令和3年度の繰越分）介護職員処遇改善支援事業実施要綱に基づく 事業の支払に関連した事務の委託	（高齢者福祉課）	2
保安林の指定（2件）	（森林整備課）	2
指定施業要件の変更予定保安林	（ 〃 ）	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変 更の届出（4件）	（中小企業課）	3
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課）	8

【訓 令】

笹倉ダム操作規則の一部改正	（河川課）	8
---------------	-------	---

【公 告】

肥料の登録の更新	（農畜産課）	9
公共測量の実施	（技術管理課）	9

告 示**島根県告示第510号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第165条の3第1項の規定により次のとおり事務を委託したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第1項の規定により告示する。

令和4年7月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 委託した者の住所及び名称

島根県松江市学園一丁目7番14号

島根県国民健康保険団体連合会

2 委託した支払金等の種類及び事務の内容

令和4年度（令和3年度繰越分）介護職員処遇改善支援事業実施要綱に基づく事業の支払に関連した事務であって、県が介護サービス事業所・施設等に直接行う支払その他の債権管理及び回収に係る事務を除くもの

3 委託の開始年月日

令和4年5月23日

島根県告示第511号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年7月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

江津市有福温泉町本明994から996まで、994-1、996-1、1377-1、1379、1379-1、1380-3、1380-5、1381、1383（次の図に示す部分に限る。）、1385-1、1385-3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

有福温泉町本明994から996まで・994-1・996-1・1377-1・1379・1383・1385-1・1385-3（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第512号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年7月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町東郷吉津33-1、34-1、35-1、37-3、39、忌田40-1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第513号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年7月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

安来市伯太町下小竹1093-5

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第514号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

令和4年7月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや学園店 島根県松江市学園二丁目34-6

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社みしまや 代表取締役 三島 隆史 島根県松江市雑賀町99

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
九州惣菜(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	西岡 浩志	
岡野食品ホールディングス(株)	兵庫県姫路市御国野町国分寺391	岡野 吉純	

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
九州惣菜(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	吉田 英次	令和3年11月22日代表者変更
(株)オカノベーカーリー	兵庫県姫路市御国野町国分寺391	岡野 吉純	平成26年12月1日名称変更

(4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

2 届出年月日

令和4年7月7日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課(松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第515号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和4年7月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや上の木店 島根県松江市上乃木三丁目14-20

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社みしまや 代表取締役 三島 隆史 島根県松江市雑賀町99

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
岡野食品ホールディングス(株)	兵庫県姫路市御国野町国分寺391	岡野 吉純	

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株)オカノベーカーリー	兵庫県姫路市御国野町国分寺391	岡野 吉純	平成26年12月1日名称変更

(4) 変更の年月日

上記表のとおり

2 届出年月日

令和4年7月7日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第516号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和4年7月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや東川津店 島根県松江市下東川津町505番61

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社みしまや 代表取締役 三島 隆史 島根県松江市雑賀町99

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株)みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 隆史	

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株)みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 隆史	
島根県農業協同組合 くにびき地区本部	島根県松江市西川津町1635-1	栗原 令	令和4年5月26日入店
東洋食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 要一郎	令和4年5月26日入店
(株)オカノベーカリー	兵庫県姫路市御国野町国分寺391	岡野 吉純	令和4年5月26日入店

(4) 変更の年月日

上記表のとおり

2 届出年月日

令和4年7月7日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第517号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和4年7月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや雲南三刀屋店 島根県雲南市三刀屋町三刀屋73-5

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社エムランド 代表取締役 梅木 秀昭 島根県雲南市三刀屋町三刀屋122-1

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者	住 所	代表者名	変更年月日
(株)みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 隆史	
東洋食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 要一郎	
(株)セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河合 映治	
野々内 香織	島根県松江市八雲台2-1-32	-	令和4年1月20日 退店
(有)ふくま生花店	島根県雲南市木次町木次14	福間 龍二	
(株)ヤマスイ	広島県広島市西区商工センター1-2-3	山田 千恵	
(株)武田や	福岡県北九州市小倉南区南方2-1-34	武田 弘治	
吉岡 幸浩	島根県雲南市三刀屋町三刀屋1088	-	
(有)貴光	島根県雲南市木次町里方30-2	錦織 敏昭	

(変更後)

小売業者	住 所	代表者名	変更年月日
(株)みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 隆史	
東洋食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 要一郎	
(株)セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河合 映治	
(有)ふくま生花店	島根県雲南市木次町木次14	福間 龍二	
(株)ヤマスイ	広島県広島市西区商工センター1-2-3	山田 千恵	
(株)武田や	福岡県北九州市小倉南区南方2-1-34	武田 弘治	
吉岡 幸浩	島根県雲南市三刀屋町三刀屋1088	-	
(有)貴光	島根県雲南市木次町里方30-2	錦織 敏昭	

(4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

令和4年7月7日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

雲南市産業観光部商工振興課（雲南市木次町里方521番地1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第518号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年7月19日

島根県知事 丸山達也

1 区域の名称 宮ノ下（追加）

2 土地の表示

平成9年島根県告示第18号（宮ノ下区域に限る。以下「告示」という。）で指定した標柱2号と次に掲げる地番の土地に存する標柱17号を結んだ線、標柱17号から標柱21号までを順次結んだ線及び告示で指定した標柱2号と次に掲げる地番の土地に存する標柱21号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
松江市美保関町笠浦1156番1	17号、20号及び21号
” 235番1	18号
” 1156番	19号

訓

令

島根県訓令第6号

土 木 部
益田県土整備事務所

笹倉ダム操作規則（平成19年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和4年7月19日

島根県知事 丸山達也

第2条中「機能の維持」の次に「及び発電」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

(発電のための利用)

第7条の2 発電は、流入量を利用して行うものとする。ただし、発電は、貯水位が第5条に規定する常時満水位以下の場合には、第16条に規定する放流による流水を利用する場合に限るものとし、流水の正常な機能の維持のための利用に支障を与えないように行うものとする。

第13条中「第10条、第11条及び第16条の規定による」を「この訓令に特別な定めがある」に改め、「ゲートから」を削る。

附 則

この訓令は、令和4年8月1日から施行する。

公 告

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和4年7月19日

島根県知事 丸 山 達 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
島肥登第 405号	なたね油かす 及びその粉末	NON-G MO国産・ 焙煎一番搾 り	窒素全量 4.5 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	公定規格のと おり	有限会社影山製油所 島根県出雲市芦渡町583番地1	令和10年 8月11日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について浜田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年7月19日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ作成）
- 2 作業期間
令和4年6月24日から令和5年3月17日まで
- 3 作業地域
浜田市の一部